

長岡地区社会人バドミントンリーグ規約

第1章 名称及び所在地

第1条 本リーグは長岡地区社会人バドミントンリーグ戦と称する。(略称・社会人リーグ)

第2条 本リーグの事務局は長岡市に置く。

第2章 目的

第3条 本リーグは新潟県バドミントン協会長岡支部の管轄地区とそれに隣接する地域、各団体の相互間の交流を深め、併せて競技者の技術と体位の向上を目的とするものである。

第3章 組織

第4条 本リーグは新潟県バドミントン協会長岡支部又他の支部に加盟登録し、且、本リーグに登録したバドミントン競技団体を以って組織する。但し、13部以下については本リーグのみに登録した団体でも参加を認める。

第4章 役員

第5条 本リーグの役員は若干の新潟県バドミントン協会長岡支部の役員と本リーグに参加する各団体から選出された代表者によって構成され、彼等を実行委員と称する。

第5章 運営

第6条 本リーグの運営は実行委員で組織する実行委員会が業務にあたる。

第6章 経費及び会計

第7条 本リーグの経費は参加団体の運営費、補助金、その他の収入を以って之に当てる。

第8条 本リーグの会計は長岡支部協会及び開催地が当たる。

長岡地区社会人バドミントンリーグ競技方法

第1項 チーム編成は男女を問わず7人以上15人迄とする。

第2項 1部から3部の試合は2複1単で、試合順序は複、単、複とし、4部以下の試合は3複とし選手の重複は認めない。なお試合は3試合まで行う。

※ 入替戦は2試合先取とする。

第3項 得点は21点で行い、それぞれ2ゲーム先取とする。

第4項 順位決定は勝点、勝率の順で決定する。同一の場合は対戦勝者を上位とする。すべて同一の場合は決定戦を行って決定する。

第5項 各部の入替えは、1部から3・4部までは各部の上位から2チーム、下位から2チームとの間で入替戦によって行い、(上部の7位と下部の2位、上部の8位と下部の1位とで行う。)4部から最下部までについては各部共上位から2チーム、下位から2チームが自動的に上下入替えとなる。

第6項 シャトルはチーム双方の持ち寄りとする。シャトルの品種は、ヨネックスのニューオフィシャルクラスを使用することとする。

第7項 シーズン中の選手の登録変更は認めない。ただし、転勤等のやむをえない事情が生じた場合のみ選手の追加登録を実行委員会の判断により認める場合がある。

第8項 審判については対戦チーム双方で代表者の責任のもとで行う。

第9項 オーダー交換は試合開始30分前とする。試合時刻が経過し、選手が集合しない場合は棄権とみなし相手側を不戦勝とする。

第10項 試合中の服装については、財団法人日本バドミントン協会の審査合格品又は白一色のもの(上衣は襟つきのものに限る。)を着用すること。

第11項 未登録の選手を出場させたチームは、次年度の出場を認めない場合がある。

また、年間4試合以上棄権したチームは、次年度の出場を認めないこととする。(次年度の大会要項を送付しない。)

〔註〕 参加数により競技方法に一部変更もあり得る。